

# ジャックス Mastercard (旧 R-style カード)特約

## 第1条 (名称)

ジャックス Mastercard (旧 R-style カード) (以下「本カード」といいます。) とは、株式会社ジャックス (以下「当社」といいます。) が発行するカードで、Mastercard 機能を有します。

## 第2条 (会員)

会員とは、本特約及びジャックスカード (リボルビング払い専用) 会員規約 (以下「会員規約」といいます。) を承諾のうえ、当社に入会の申込みをされ、当社が入会を認めた日本国内に居住する方をいいます。

## 第3条 (年会費)

本カードの年会費 (カード盗難保険料等及び消費税を含みます。) は、無料とします。

## 第4条 (カードショッピングの支払金の支払方法)

1.(1)カードショッピングの支払金の支払方法は、原則として残高スライド元利定額リボルビング払 (以下「リボルビング払」といいます。) となります。

(2)毎月の弁済金 (※1) は当社が設定したお支払コースのうちから会員が申込み時に指定し、当社が承認した表1に定めるお支払コース (但し、指定がない場合は、当社の指定したお支払コース) とします。(一部、本カードの種類によってはお支払コースが異なる場合があります。) 毎月の弁済金 (※1) が申込み時に指定した金額以下となる場合は、残金全額とし、包括信用購入あっせんの手数料 (※2) をこれに加算してお支払いいただきます。包括信用購入あっせんの手数料 (※2) は毎月締切日のカードショッピングのリボルビング利用残高に対して 1.40% を乗じた額とします。なお、ご利用日から初回約定返済日までの包括信用購入あっせんの手数料は免除いたします。(但し、当該期間中に翌月以降の約定支払分を含む金額を繰り上げ返済する場合、包括信用購入あっせんの手数料は免除されません。)

### ●包括信用購入あっせんの手数料 (※2) の料率

実質年率 16.80%

(3)弁済金 (※1) の額の具体的算定例は次のとおりです。

(例) 每月の弁済金が 10,000 円の場合で、利用残高が 100,000 円のとき

### ●弁済金 (※1)

10,000 円

### ●包括信用購入あっせんの手数料 (※2)

$100,000 \text{ 円} \times 16.80\% / 12 \text{ ヶ月} = 1,400 \text{ 円}$

### ●支払元金

$10,000 \text{ 円} - 1,400 \text{ 円} = 8,600 \text{ 円}$

(4)会員の申出があり当社が承認した場合は、毎月のカードショッピングのお支払コースの変更、翌月弁済金 (※1) の増額支払ができるものとします。

(※1) カードショッピングのリボルビング払における月々の支払金額のことをいいます。

(※2) カードショッピングのリボルビング払における手数料のことをいいます。

2.加盟店によっては、リボルビング払がご利用できない場合がございます。その場合の支払方法は、翌月 1 回払となり手数料は 0.00% となります。

3.会員は、包括信用購入あっせんの手数料の料率が金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には変動することに異議がないものとします。また、リボルビング払の場合、会員規約第一章第 21 条の規定に従って当社から料率変更を通知した後は、通知した時点におけるカードショッピングのリボルビング利用元本残高の全額に対しても改定後の料率が適用されることに会員は異議がないものとします。

【表1】お支払コース

## 10,000 円コース

利用残高	20万円以下	20万円超	40万円超	60万円超	80万円超
		40万円以下	60万円以下	80万円以下	100万円以下

弁済金	10,000円	20,000円	30,000円	40,000円	50,000円
-----	---------	---------	---------	---------	---------

## 20,000 円コース

利用残高	20万円以下	20万円超	40万円超	60万円超	80万円超
		40万円以下	60万円以下	80万円以下	100万円以下

弁済金	20,000円	30,000円	40,000円	50,000円	60,000円
-----	---------	---------	---------	---------	---------

## 30,000 円コース

利用残高	20万円以下	20万円超	40万円超	60万円超	80万円超
		40万円以下	60万円以下	80万円以下	100万円以下

弁済金	30,000円	40,000円	50,000円	60,000円	70,000円
-----	---------	---------	---------	---------	---------

## 第5条（カードショッピングの期限前弁済）

会員はカードショッピングの支払金の全額又は一部の期限前弁済を行うことができます。この場合、会員はあらかじめ当社宛に連絡するものとし、当社が指定する方法・内容に従うものとします。また、毎月締切日のカードショッピングのリボルビング利用残高に対して、1.40%を乗じた包括信用購入あっせんの手数料をリボルビング残高に加算してお支払いいただくものとします。

## 第6条（カードキャッシングの支払金の支払方法）

1.(1)日本国内で利用したカードキャッシングの支払金の支払方法は、残高スライド元利定額リボルビング払（以下「リボルビング払」といいます。）とします。

(2)Visa 提携した日本国外の取扱金融機関等で利用したカードキャッシングの支払金の支払方法は、リボルビング払とします。

(3)当社と提携する金融機関等のCD・ATMを利用してカードキャッシングのリボルビング払を利用した場合、又はリボルビング払利用分の隨時弁済を行ったときは、貸金業法第12条の8第2項第3号にみなし利息の除外として規定される金銭の受領又は弁済のために利用するCD・ATMその他の機械の利用料であって貸金業法施行令第3条の2の3に定める額を初回支払金に加算してお支払いいただきます。なお、日本国外でのカードキャッシングの場合、当該手数料に加え、次項記載の利息と同じ利率及び期間の日割計算による立替手数料をお支払いいただくことがあります。

2.(1)会員の毎月のリボルビング払のお支払コースは、表2に定める当社が設定したお支払コースのうちから会員が申込み時に指定し、当社が承認したお支払コース（指定がない場合は当社が指定したお支払コース。）とします。（一部、本カードの種類によってはお支払コースが異なる場合があります。）。支払元金が申込み時に指定した金額以下となる場合は、残金全額とし、これに利息を加算してお支払いいただきます。

(2)利息の実質年率は15.00%とし、前回返済後のリボルビング利用残高に対して、前回返済日の翌日から次

回返済日までの期間の日割計算となります。なお、ご利用後第1回返済分の利息の計算はご利用日の翌日から初回返済日までの期間の日割計算とします。但し、日本国外でカードキャッシングを利用した場合、第1回返済分の利息は、当社が会員に請求を行った月の初日（但し、利用日以降）から返済日までの期間の日割計算となります。

- (3)ボーナス併用払のボーナス支払月は年2回を限度とし、ボーナス支払月及びボーナス加算金額は当社が設定した支払月及び加算金額(10,000円単位)のうちから会員があらかじめ当社に届出るものとします。
- (4)会員の申出があり当社が承認した場合は、毎月のカードキャッシングのお支払コースの変更、ボーナス月増額払の追加又は変更、翌月支払元利金の増額支払ができるものとします。

3.会員は利率が金融情勢等の変化、その他相当の事由がある場合には変動することに異議がないものとします。また、会員規約第一章第21条の規定に従って、当社から利率変更の通知をしたときは、通知をしたときにおけるカードキャッシングの利用元本残高の全額に対しても改定後の利率が適用されることに会員は異議がないものとします。

4.会員は、カードキャッシング利用に係る利率が旧利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えるときは、当該超える部分について支払う義務はありません。

【表2】お支払コース

10,000円コース

利用残高	20万円以下	20万円超 40万円以下	40万円超 50万円以下	50万円超 70万円以下	70万円超 100万円以下
支払元利金	10,000円	20,000円	30,000円	40,000円	50,000円

20,000円コース

利用残高	20万円以下	20万円超 40万円以下	40万円超 50万円以下	50万円超 70万円以下	70万円超 100万円以下
支払元利金	20,000円	30,000円	40,000円	50,000円	60,000円

30,000円コース

利用残高	20万円以下	20万円超 40万円以下	40万円超 50万円以下	50万円超 70万円以下	70万円超 100万円以下
支払元利金	30,000円	40,000円	50,000円	60,000円	70,000円

## 第7条（カードキャッシングの期限前弁済）

会員は、カードキャッシングの支払金を期限前に弁済することができるものとします。その場合には、前条の規定にかかわらず第1回返済の期限前の融資金についてはその利用日の翌日より期限前弁済日までの期間に対して、第2回以降の返済の期限前の融資残高については前回返済日の翌日より期限前弁済日までの期間に対して、それぞれ実質年率15.00%の割合で日割計算した利息を融資金又は融資残元本に加算してお支払いいただきます。

## 第8条（適用）

本特約に定めのない事項については、会員規約によるものとし、重複する規定については本特約が優先されます。